



やまだ 民児協だより

〈第2号〉

✿寝たきりを少なくしよう!!
✿心の一人ぐらしから脱出しよう!!

〈発行者〉

草津市山田学区民生委員・児童委員協議会

第二号発刊にあたって

福祉の効果を高めるためにも

副総務 西本 宏



梅雨明けから本格的な暑さ厳しい候となりましたが、山田学区の皆様には、平素民生委員・児童委員活動にご理解、ご支援を賜り誠に有難うございます。

私達の活動は何分多岐に涉りますことと、事態の推移が大変早いことによりまして、皆様から見られて不十分な面も多々あるうとは存じますが、今後ともご協力の程よろしくお願い申し上げます。

私達の活動の大きな分野に老人福祉と障害者福祉の問題があります。この分野の福祉も漸次よくなつては来ておりますが、まだまだ十分とは申せません。そこで、そのこととの関連でお互いに次のような心得をもつて暮らしていけば福祉の効果を高めるのではないかと常々思っている次第です。

現在、日本は超高齢社会といわれております。私達は永生きできる幸せを感じつつも、その背後にある諸問題（例えば、独り暮らしや寝たきり生活等）を、否応なく自分の事として受け止めなければ

ならない現状であります。

そこで、まず独り暮らしをするようになつても、決して心は一人にならないようになりたいものです。まず、「人間は元々一人なのだ。」と割り切る所から出発してはどうでしょうか。そして、その上で仲間を沢山つくる努力をしていく。「今日のはあの人の家へ行ってみよう」とか、「あの会に参加しようかな」と思えるようになったら、独り暮らしであっても決して地域から孤立しないで済むように思えます。

次に寝たきりの問題なのですが、少しでも身体が動かせる状態の方でしたら、せいぜい身体を使うようにしていくことが、寝たきり状態の進行を食い止める最も良い方法だと言われています。ですからその事を自分に言い聞かせたいものです。使わない筋肉は退化することをお互い自覚したいものです。その上で家族の世話や福祉を受け入れるようにすれば、必ずや回復が望めるように思うのですが如何

民生委員・児童委員の務め

- 1：社会調査
- 2：相談
- 3：情報提供
- 4：連絡通報
- 5：調整
- 6：支援態勢づくり
- 7：意見具申

7つの
はたらき

福祉のまちづくり事業の推進には
地域住民の福祉への理解と
参加・協力が大事!!

- ★高齢者・要援護者のための支援ネットワークづくり
- ★障害者問題への取り組み強化
- ★児童問題への取り組み強化

でしょうか。
今後、福祉施策がより深く、より広く、より早く住民の中に浸透していくことを心から念じつつ、私の拙文を終わりたいと存じます。

人とのつながりを大切に

主任児童委員
児童部会

堀井とみ子



民生委員・児童委員を引き受けて一年半になりますが、以前は委員の方々が福祉の諸問題を中心に、調査、相談、支援など、これ程多くの働きをされているとはあまり知りませんでした。私は主任児童委員ということで、少し任務が違って、児童問題を中心に地域担当の委員さんの活動を援助、協力することとなっています。

今迄に何度も会議や研修会に出席してきましたが、児童問題の多いのには驚いています。不登校やいじめ、非行、精神発達上の問題、子どもへの虐待、育児の不安と多種多様な問題があります。現に青少年に関する心の痛むニュースが後を絶ちません。

人生の基礎をつくるのは青少年時代であると思われれます。特に、乳幼児期における家庭での安定した人間関係が大事で、家族の絆がしっかりと結ばれることが必要です。けれども子育てには不安が伴います。ひとりで悩まないで、ネットワークに入って(あるいははつ

くったりして)利用したり、関係機関や私達民生委員・児童委員に相談したりして不安を取り除くことがよいかと思われれます。

また、少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭と地域の子育て機能の低下というように、子どもを取り巻く環境は心配な方向に変化してきています。

だからこそ、今、子育てや子どもの教育は、学校・地域・家庭が一体となってやらねばならない時だと思っています。

草津市では今、「地域協働合校」と称して学校と地域社会が協力して地域ぐるみで子どもたちの教育を推進していこうとする取り組みがスタートしました。

子どもたちが大人たちの生き方に触れ、地域の文化に触れ、「ふるさと」の心」が育つ環境を、さまざまな人との交わりを通じて、いろいろな体験ができる教育環境をつくることで、子どもたちが「きらきらと輝く」ように育つてくれるのではないのでしょうか。



湖岸堤「すいせん(水仙)」の球根植え



藁草履づくり



昔の人は遊び道具も遊びの場も自分達で見つけ、つくって遊んだね!!
(小学生との遊び 自転車のリム転がし)

高齢化社会に思う

老人部会 菊地 武宏

戦国武将、織田信長公は、出陣の際、敦盛を舞ったという。「人間五十年、化天のうちをくらぶれば、夢幻のごとくなり、ひとたび生をえて滅せぬもののあるべきや。」と。

昔、人生五十年、現代は八十有余年と、はるかに平均寿命が延びたが、子ども、大人、老人の呼び方は変わっていない。現在、多くの団体が、たとえば日本国有鉄道がJRに、日本電信電話公社がNTTにと、固有のイメージを一新させるため、ネーミングの変更がかなりみられる昨今、どちらかといえば暗いイメージの老人という呼称も変わっていいのではないだろうか？確かに八十才を越えても社会の荷物にならず、世に貢献出来る人もいるであろう。その様な高齢者に対して老人と呼ぶには失礼ではないであろうか。一般的には大多数の人達は年齢と共に何らかの形で社会の負担になっていくのは免れないのだが。そもそも、昔より喜寿、米寿とか、また老松を背景に立つ白髪

翁、嫗の姿はめでたい長寿のシンボルとして生き続けてきたが、その根底には、老いたるものに対する、豊かな人生経験をもった知恵者として特別な畏敬の念があった。しかしながら、生活様式の変化と情報の発達により、それらの老人固有の宝庫たるものも、今やマニユアル化され、老人の社会的役割が、見えなくなってきた。一方、高齢化社会がもたらした、ねたきり、介護の長期化・重症化に家族が翻弄される姿には胸が痛み、それらが良き老人観を後退せしめ、今や家族の、社会の「重荷」という認識に変わりつつある現状は、少なからず憂鬱を感じざるをえない。これらの精神的苦痛を払拭する良い方法がないものであろうか。



対悪質商法自衛手段

研修部会 藤井 光雄

「契約しても解約できる」ことを存じてでしょうか。このことを「クーリングオフ」と言います。

核家族化に伴い老人世帯、独居老人世帯がここ数年非常に多くなってきました。山田学区においても、本年三月調査の結果、老人(六十五才以上)世帯八十一世帯、独居老人(六十五才以上)七十八人となっております。今後更に増大することは必至と考えられます。

日の一般的なな訪問販売には十分気をつけて下さい。点検、調査の名目でたくみに話を持ちかけてきます。まず、絶対に上にあげない事。なかば脅しや、言葉の暴力に押し切られて契約書に印鑑を押してしまった場合でも、どうしても納得いかないときは八日間の猶予があります。



契約日より8日以内
日 火 水 木 金 土
① 2 3 4 5 6
② 7 8 9 10 11 12 13
41516171819 20
31 22 23 24 25 26 27
28 29 30 31

ところで、訪問販売のなかでもとかく問題になっている「悪質商法」なるものにはお年寄りが特に狙われ易く、また騙され易い。このことを知っておいて絶対に損にはなりません。

★ 契約解除通知書を相手先に送る。——売買契約日を含む八日間は契約を無条件で解約できます。契約解除通知書は内容証明書付書留郵便物として送ること。書き方は簡単。とにかく早く相談を。(但し、健康食品、化粧品、実施済みのシロアリ駆除は解除難。要注意。——民生委員は生活安心面でも努力中。

知っておこう。活かそう。

クーリング・オフ制度

訪問販売で指定商品・権利・役務を買った場合、契約日を含め8日間は無条件で解約できる制度。通知は必ず書面で出しましょう。

訪問販売にも色々な形があり、知人、親戚は除外するとして、今

直接出向いて相談下さい) どちらも秘密は絶対に守ってください。 ★ まず守って頂きたい事。 契約解除通知書を相手先に送る。——売買契約日を含む八日間は契約を無条件で解約できます。契約解除通知書は内容証明書付書留郵便物として送ること。書き方は簡単。とにかく早く相談を。(但し、健康食品、化粧品、実施済みのシロアリ駆除は解除難。要注意。——民生委員は生活安心面でも努力中。



一人で悩まず、気軽にご相談!!

民生委員・児童委員は
出来る限りの協力を致します。

平成 10 年度
草津市の福祉・保健新規事業

制度の名称	対象者	制限	申し込み方法	必要書類等	担当課
在宅心身障害者(児)紙おむつ購入費助成事業	身体障害者手帳、療育手帳交付者で、常時紙おむつを利用する者	月額 6,000 円	半年毎で領収書を添付して申請		社会福祉課
障害者訪問入浴サービス事業	身体障害者手帳公付者で、ねたきりの状態にある者	月 4 回 利用料 1 回 500 円	事前登録	登録申請書	社会福祉課
障害者福祉理髪サービス事業	身体障害者手帳公付者で、ねたきりの状態にある者で、所得税非課税世帯	年 2 回	事前登録	登録申請書	社会福祉課
障害者ふとんクリーンサービス事業	身体障害者手帳公付者で、ねたきりの状態にある者。又は一人暮らしの者	乾燥 月 1 回 水洗 年 2 回	事前登録	登録申請書	社会福祉課
障害者ディサービス事業	身体障害者手帳公付者で、ねたきりの状態にある者	月 4 回 利用料 1 回 500 円 訪問入浴と併用	事前登録	登録申請書	社会福祉課
脳ドック受診助成事業	国民健康保険加入者	40 歳以上 国保税完納者	事前申請	申請書	保険年金課
在宅要介護者歯科検診事業	在宅要介護者で、保健婦が訪問している者	年間 30 回	一般公募		保険管理課
日本脳炎予防接種(乳幼児)の個別接種	小学 4 年生、中学 3 年生の学校もれ者 3 歳以上 90 日未満			学校もれ乳幼児 市から配布すこやかカード 母子健康手帳	健康管理課
離乳食レストランの地域での開催	4~10ヵ月児および育児者		一般公募	保健センター 地域	年 9 回 年 3 回 健康管理課

今回は山田学区の民児委員から日々の活動の中から色々な感想を寄稿して頂き、地域の皆様に読んで頂くことにしました。福祉というと制度と施設がすぐに思い浮かびます。しかし、すぐれた福祉の街づくりはこれだけでは実現していかないでしょうね。人間社会の問題は何でもそうですが、生かすも殺すも心次第ということではないでしょうか。投稿された筆者達は制度や施設はそれを必要とする方にはできるだけ有効に利用して頂けるよう努力してはおります。しかし心の問題が常に残ります。本人、介護者はもちろん、地域住民の皆様の理解、温かい心、そしてこれらの心の強い結びつきがあつて初めて、形として表われてくる制度面や、施設の利用効果もぐっと高まる筈です。

年に二回と少ない発行回数ですが、地域住民の皆様的心と民生委員の心とががちりと結ばれるための媒体としての役割をこの「やまだ民児協だより」が果たしてくれることを念じつつ筆をおきます。

心の通路・民児協だより

あとがき

